

労審発第768号

平成26年12月15日

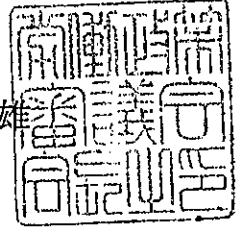


厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成26年12月10日付け厚生労働省発基1210第2号をもって諮問のあった「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年12月15日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

平成26年12月10日付け厚生労働省発基1210第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年12月15日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

平成26年12月10日付け厚生労働省発基1210第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、厚生労働省案は妥当と認める。